

福井市新規就農者経営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市新規就農者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県新規就農者支援事業（県単独事業分）実施要領及び福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 就農初期の生産基盤が不安定な新規就農者の経営安定を図り、農業経営上のさまざまな負担を軽減するための支援を行う。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、別表第1のとおりとする。

(事業内容及び事業条件)

第4条 補助対象となる事業は、別表第1に定める事業とする。

(実施計画書)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、十分に検討したうえ実施計画書を作成し、市長に提出すること。

- 2 就農奨励金は、継続分についても毎年度申請書を提出（様式第1号）することとする。ただし、継続分は、前に申請した内容から変更がないときは、添付書類を省略できるものとする。
- 3 提出された実施計画書を市長は、本人の意欲、家族状況等を総合的に勘案し、申請者及び申請内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付内示（様式第2号）により、当該実施計画書を提出したものに通知する。

(交付申請)

第6条 前条の交付内示を受けた者は、規則第3条第1項の規定により、市長が定める期日までに、交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により交付決定通知書（様式第4号）を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 事業計画の変更又は補助金額の変更（軽微な変更は除く）を必要とする場合は市

長に変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認をうけなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、事業計画の内容の変更等を承認したとき、または承認しないことを決定したときは、速やかに事業計画変更交付決定通知書（様式第4号（2））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（小農具等整備及び新規就農者条件整備の状況報告）

第9条 小農具等整備奨励金又は新規就農者条件整備事業の補助を受けたものは、小農具等整備又は新規就農者条件整備事業（以下「整備事業」という）の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）着手報告書

整備事業の着手は、原則として第7条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかにその旨を着手報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。ただし、事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第7号）を市長に提出するものとし、事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（2）契約顛末報告書

事業者は、請負入札（随意）後、契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第8号）により、市長に提出するものとする。

（3）竣工届

事業者は、整備事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（様式第9号）にて市長に提出するものとする。

（完了実績報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、規則第11条の規定により、当該年度内に完了実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）経営（研修）実績

（2）収支精算書

（3）整備した小農具の写真（小農具等整備奨励金の場合）

（4）その他市長が必要と認めたもの

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

（経営状況報告）

第11条 就農奨励金を受給した者は、事業実施年度の翌年度から3年間、毎年度7月末日までに前年の農業経営状況報告書（様式第11号）を市長に提出するものとする。なお、市長は必要に応じて、延長することができる。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 就農奨励金については原則として毎月交付するものとする。ただし、申請者の同意の

もと支払時期を調整できることとする。

(補助金の返還)

第14条 補助金受給後から補助金交付完了後5か年以内に離農（農業機械・施設、農地や住居など農業経営を続けるために必要となる経営資産を失した場合を含む。）した場合、事業実施年度内に青年等就農計画の認定を受けなかった場合または、事業実施年度内に就農しなかった場合は補助金を返還するものとする。ただし、申請者本人の死去や、疾病等やむを得ない事情と市長が認めた場合についてはこの限りでない。

2 補助金の返還については福井市補助金等交付規則第16条に従い処理するものとする。

(関係図書の保存)

第15条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

事業名	内容	対象者	補助額			県費補助率	市費補助率
就農奨励金事業	就農初期の生産基盤が不安定な新規就農者の経営安定を図るため、奨励金を支給する	次のすべての要件を満たす者 ・認定新規就農者又は青年等就農計画の認定が確実な者 ・地域計画及び人・農地プランに位置づけられていること。又は、位置づけられることが確実であること。 ・就農時の年齢が50歳以上60歳未満の者	非農家出身者	1年目	15万円／月×12ヶ月	1/2 (新規就農者支援事業)	1/2
				2年目	10万円／月×12ヶ月		
				3年目	5万円／月×12ヶ月		
			兼業農家出身者	1年目	15万円／月×12ヶ月		
			専業農家出身者	1年目	5万円／月×12ヶ月		
			生計を一つにする複数の認定新規就農者で構成される経営体が補助を受ける際の補助額は、別表第2のとおりとする。				
小農具等整備奨励金事業	認定新規就農者が経営を開始する際に必要な小農具等の整備に対して支援する	次のすべての要件を満たす者 ・認定新規就農者又は青年等就農計画の認定が確実な者（就農3年目以内の者に限る。ただし、経営開始する上で必要な小農具等は就農前から事業実施することができる。） ・地域計画及び人・農地プランに位置づけられていること。又は、位置づけられることが確実であること。 ・非農家出身者	小農具等の購入費の1/2以内の額（限度額50万円） ・通常農業の用に供する農具等であって、他の用途に使われることのないものであること ・一農具等の事業費が概ね50万円以内のもの ・アタッチメントや消耗品など、それ自体では機能を有さないものは含まない ・中古の農具の導入も認める			1/4 (新規就農者支援事業)	1/4
住宅確保助成金事業	県外からの新規就農者の住宅の確保を図るため、家賃に対して支援する	次のすべての要件を満たす者 ・認定就農者又は認定新規就農者 ・県外出身者 ・就農時の年齢が50歳以上60歳未満の者	・月額家賃の1/2以内の額とする ・補助対象の月額家賃の上限は53千円とする			1/4 (新規就農者支援事業)	1/4

別表第2 (別表第1 就農奨励金の補助額関係)

① 県単事業のみの交付を受ける世帯

改正に伴う交付金額パターン

<通常>

	1年目	2年目	3年目
非農家出身	180	120	60
兼業農家出身	180	0	0
専業農家出身	60	0	0

県単事業のみの交付を受ける世帯

(経営開始段階から世帯として申請する場合)

① 経営体全員の出身区分が非農家の場合

1年目	2年目	3年目
2,250千円	1,800千円	900千円

② 経営体全員の出身区分が兼業農家である場合

1年目	2年目	3年目
2,250千円		0

③ 経営体全員の出身区分が専業農家である場合

1年目	2年目	3年目
900千円		0

① 非農家区分の2年目から、非農家区分が経営に加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,800千円	900千円

② 兼業農家区分の2年目から、非農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,800千円	900千円

③ 専業農家区分の2年目から、非農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
600千円	1,800千円	900千円

① 非農家区分の3年目から、非農家区分が経営加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,200千円	900千円

② 兼業農家区分の3年目から、非農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円		0 900千円

③ 専業農家区分の3年目から、非農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
600千円		0 900千円

①' 非農家区分の2年目から、兼業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,800千円	900千円

②' 兼業農家区分の2年目から、兼業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円		0

③' 専業農家区分の2年目から、兼業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
600千円		0

①' 非農家区分の3年目から、兼業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,200千円	900千円

②' 兼業農家区分の3年目から、兼業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円		0

③' 専業農家区分の3年目から、兼業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
600千円		0

①'' 非農家区分の2年目から、専業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,800千円	900千円

②'' 兼業農家区分の2年目から、専業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円		0

③'' 専業農家区分の2年目から、専業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
600千円		0

①'' 非農家区分の3年目から、専業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円	1,800千円	900千円

②'' 兼業農家区分の3年目から、専業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
1,800千円		0

③'' 専業農家区分の3年目から、専業農家区分が加わった場合

1年目	2年目	3年目
600千円		0

② 農業次世代人材投資事業と合わせて交付を受ける世帯

農業次世代人材投資事業と合わせて交付を受ける世帯
(経営開始段階から世帯として申請する場合)

①経営体の出身区分が非農家である場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	750千円	600千円	300千円
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	2,250千円	2,100千円	1,800千円

②経営体の出身区分が兼業農家である場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	750千円	0	0
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	2,250千円	1,500千円	1,500千円

③経営体の出身区分が専業農家である場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	750千円	0	0
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	2,250千円	1,500千円	1,500千円

(経営の途中から世帯として申請を切り替える場合)

①国庫交付2年目から、非農家区分として加わった場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	0	600千円	300千円
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	1,500千円	2,100千円	1,800千円

②国庫交付2年目から、兼業農家区分として加わった場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	0	0	0
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	1,500千円	1,500千円	1,500千円

③国庫交付2年目から、専業農家区分として加わった場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	0	0	0
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	1,500千円	1,500千円	1,500千円

①国庫交付3年目から、非農家区分として加わった場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	0	0	300千円
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	1,500千円	1,500千円	1,800千円

②国庫交付3年目から、兼業農家区分として加わった場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	0	0	300千円
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	1,500千円	1,500千円	1,800千円

③国庫交付3年目から、専業農家区分として加わった場合

	1年目	2年目	3年目
本事業(県費)	0	0	0
国庫事業(国費)	1,500千円	1,500千円	1,500千円
合計	1,500千円	1,500千円	1,500千円

様式第1号

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）補助金
計画認定申請について

年度において福井市新規就農者経営支援事業（事業名）補助金の認定を受けた
いので福井市新規就農者経営支援事業補助金交付要綱第5条の1の規定に基づき申請
します。

1 事業内容

(1) 補助対象者の区分

(2) 当該年度事業対象日数

(3) 補助事業の負担区分

事業内容	事業費	算出根拠
計		

2 履歴および家族構成

(1) 本人の履歴

本籍 _____

現住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳 _____ 性別 _____

(2) 家族構成

氏名	続柄	年齢	職業等

3 小農具等の整備計画 (小農具等整備奨励金を申請の方のみ)

小農具等	価格	備考
合計		

農 第 号
年 月 日

様

福井市長

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
交付内示について

みだしの補助金について下記のとおり内示いたしますので、福井市新規就農者経営支援事業交付要綱第 6 条に基づき補助金等交付申請書の提出をお願いします。

記

補助金交付内示額

円

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市新規就農者経営支援事業交付要
綱第6条により、 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容
(別紙)

3 着手予定年月日
年 月 日

4 完了予定年月日
年 月 日

(別紙)

事業内容

1 施行場所

2 事業量

3 補助対象者の区分

4 当該年度事業対象日数

5 補助事業の負担区分 (円)

事業名	事業費	負担区分			備考
		県負担	市負担	その他	
計					

6 収支予算

収入 (円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
合計					

支出 (円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
合計					

様式第4号

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事業
(事業名)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)第
4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知
する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下『補助事業』という。)は、年 月 日
付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事業(種目事業)とし、その内容
は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 円
補助金等の額 円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
(1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更(20%未満)を除く。)するとき。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難に
なったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、見積
合せを実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。なお、見積合せは下の
表を基準に実施すること。

予定価格	見積を徴する業者数
おおむね10万円未満	1者以上
おおむね50万円未満	原則として2者以上
おおむね250万円未満	原則として3者以上

- 7 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該
収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間
整備保存しなければならない。
- 8 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、補助金等の全部若しく
は一部の返還を命ずることがある。
(1) 福井市補助金等交付規則に違反したとき。
(2) 補助金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められたとき。
- 9 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

別紙様式第1号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

事業種類	事業の内容				工 期		経 費 の 配 分			処分制限期		処分の状況		摘 要	
	事業名 (事業細目)	事業実 施主体	工種構造 施設区分	施工箇所又 は設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
									市 費	その他					
	計														
	計														
	合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

番 年 月 日
号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった 年度 福井市
新規就農者経営支援事業（ 事業名 ）補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 福井市補助金等交付規則第12条の補助金の額の確定額 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営
支援事業(事業名)の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助
金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)第6条の規定による、年 月
日付け福井市指令 第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知す
る。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下『補助事業』という。)は、
年 月 日付で申請のあった 年度福井市新規就農者経営支援事
業(事業名)とし、その内容は変更申請書記載のとおりとする。
- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければなら
ない。
(1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更(20%未満)を除く。)するとき。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の
遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければ
ならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備
え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の
翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 7 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、補助
金等の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
(1) 福井市補助金等交付規則に違反したとき。
(2) 補助金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められたとき。
- 8 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第5号

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令 第 号で交付の決定を受けた 年度
福井市新規就農者経営支援事業（事業名）を下記のとおり変更したいので、福井市新
規就農者支援事業第8条の規定により承認を申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更計画及び変更経費の配分

様式第6号

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
着手報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度
福井市新規就農者経営支援事業（事業名）を下記のとおり着手しましたので報告しま
す。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
指令前着手届

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

1 指令前着手理由

2 指令前着手に係る実施計画

(単位：円)

事業実施主体名	事業量	事業費	補助金	着手完了予定 年月日
				着手： 年 月 日 完了： 年 月 日

3 別記条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。
- (3) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式第8号

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）契約顛末報告書

本年度に実施するみだしの事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

(契約顛末報告書添付)

年度福井市新規就農者経営支援事業 (事業名)
契約顛末書

(事業実施主体名)

地 区 名									
農具名									
契約の方法	指 名 競争入札・随契 一 般				指 名 競争入札・随契 一 般				
入 札 日 時	年 月 日 午 前 後 時								
入 札 場 所									
執 行 者 職 氏 名									
入 札 立 合 人 氏 名									
入 札 価 格 等	請負入札 に附する 価 格								
	予定価格	(%)			(%)				
落 札 価 格	(%)			(%)					
入 札 状 況	入札業者 代表者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	入札業者 代表者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
		円	円	円		円	円	円	
契 約 の 状 況	契約者住所 氏 名								
	契約金額								
	契約月日								
入 札 差 金 額	円				円				

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
竣工届

みだしの事業について、下記のとおり竣工しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約所在地	
契約年月日	
納品年月日	
竣工検査予定年月日	

添付書類 納品日が分かる物

福井市長 様

住所
氏名

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）
完了実績報告書

年度において福井市新規就農者経営支援事業（事業名）を実施したので福井市新規就農者経営支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業成果
- 2 事業内容
別紙のとおり
- 3 着手年月日
- 4 完了年月日

(別紙)

事業内容

1 施行場所

2 事業量

3 補助対象者の区分

4 当該年度事業対象日数
日

5 農業販売額
万円

6 収支精算書

(1) 収入の部

(円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
合計					

(2) 支出の部

(円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
合計					

年 月 日

福井市長 様

住所
氏名

年度農業経営状況報告書

みだしのことについて、福井市新規就農者経営支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり提出します。

記

別紙 経営状況報告書のとおり

(別紙)

農業経営状況報告書 (年度)

対象者住所および氏名

作付 品目 (作 型)	経営概要				農地面積		農業 (年 間)		農外 (年 間)		所得計 (千円)	指 導・研 修の 概要	市町 の支 援対 策	備 考
	区 分	規模 (a,ha)	収量 (t,kg)	粗 収益 (千円)	自作 地 (a,ha)	借入 地 (a,ha)	就 農 日 数	所 得 (千 円)	就 業 日 数	所 得 (千 円)				
	計 画													
	実 績													
	計 画													
	実 績													
	計 画													
	実 績													
	計 画													
	実 績													
そ の 他	計 画													
	実 績													
所得等の 増減の要 因							次年度に 向けての 経営改善 方針							

※別添1の決算書および確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写しを添付

(別添)

決算書

(経営開始○年目 年 月～ 年 月)

		計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 収入	○○ (作目)	経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
	特定作業受託分	経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
	その他(作業受託 含む)			
経営開始資金 (円)				
収入計 (円) ① (資金を除く)				
収入計 (円) ② (資金を含む)				

		計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				
農外所得 (円) ⑤		総所得 (資金含む) (円) ① - ③ + ⑤		

福井市指令農第 号

住所

名前

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした 年度福井市福井市新規就農者経営支援事業（事業名）補助金については、福井市新規就農者経営支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

請 求 書

一金 円也

年度福井市新規就農者経営支援事業（事業名）補助金

交付確定(決定)額 円

既 交 付 額 円

今回請求額 円

上記のとおり補助金を請求する。

福井市長 様

年 月 日

住所

氏名

印

添付書類

- 1 市長が必要と認めて提出を
求める書類（指令書写）

振込金融 機 関 名	
種 別	当座・普通()
番 号	